

令和 3 年 11 月 5 日

高知県行政書士会 様

高知市中央窓口センター  
所長 吉村 建太郎

5 年経過除票の交付開始について（お知らせ）

日頃は、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和元年 5 月 31 日公布（同年 6 月 20 日施行）の改正住民基本台帳法により、住民票の除票の保存年限が従来の 5 年から 150 年に変更されたことに伴い、高知市ではこれまで、平成 26 年 6 月 20 日以降の 5 年経過除票のみを交付をしていましたが、システムの改修等を経て、令和 3 年 11 月 10 日から、これより前のものについても交付することといたしましたのでお知らせします。

**除票とは** 転出や死亡等により住民基本台帳から除かれた住民票

**交付する除票** 高知市住民基本台帳システムに保存されている 5 年経過除票で、以下の日付以降に除票となったもの。

- ①旧高知市分 昭和 60 年 7 月 8 日
- ②旧鏡村・土佐山村分 平成 17 年 1 月 1 日
- ③旧春野町分 平成 20 年 1 月 1 日

**請求方法** 職務上請求書にて、中央窓口センター、地域の窓口センターにご請求ください。

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

高知市役所 中央窓口センター

証明発行担当 088-823-9357（窓口請求）

調査整理担当 088-823-9432（郵送請求）